平成２２年（フ）第１５７号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目11番５号カサ・デローザ201号
債務者　松永　正和
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１６７号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番29―605号
債務者　上田電気こと　上田　正豊
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１６８号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番29―605号
債務者　上田美津子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５６号
高知市長浜5330番地22
債務者　林　さつき
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７７号
高知市介良569番地８
債務者　水田　一幸
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９０号
高知市一宮南町２丁目７番10号
債務者　田岡　正利
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９６号
高知市井口町10番地　井口コーポ205号
債務者　山中　則夫
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１００号
高知市南万々45番地
債務者　松井　清二
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１０４号
高知市春野町芳原1633番地
債務者　五百藏　裕
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１８号
大分市大字口戸829番地の１
債務者　横山　博美
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６４２号
宮崎県宮崎市大橋１丁目26番地　山田ビル202号
債務者　児玉　マツ
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５０号
宮崎県延岡市緑ケ丘２丁目25番４―301号
債務者　酒井美智代
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第５１号
宮崎県延岡市緑ケ丘２丁目25番４―301号
債務者　酒井　美保
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１３号
北海道虻田郡ニセコ町字有島３番地54
債務者　清水　郁子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第２３号
宮城県栗原市若柳字福岡四ツ谷８番地５
債務者　門間　洋子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第４４号
宮城県栗原市栗駒岩ケ崎四日町42番地１、前住所宮城県栗原市築館字太田新井守沢206番地２
債務者　二階堂とくみ（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第６６号
福井県坂井市春江町江留下屋敷137番地１グランドリバー101号室、旧住所福井県鯖江市糺町第45号61番地10
債務者　奥村　純幸（旧姓水上）
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６７号
福井県大野市上大納第12号42番地
債務者　川面　玲子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係